

第4次鳥取市子どもの読書活動推進計画

(令和3年度～令和7年度)

～広げよう、本から広がる世界・夢～



令和3年3月
鳥取市

目 次

第1章	はじめに.....	1
第1節	子どもの読書活動の意義.....	1
第2節	子どもの読書活動推進に関する取組.....	1
第2章	基本的な考え方.....	2
第1節	策定の趣旨.....	2
第2節	基本方針.....	2
第3節	計画の対象.....	2
第4節	計画の期間.....	2
第3章	子どもの読書活動推進のための方策.....	3
第1節	家庭の役割.....	3
第2節	地域における子どもの読書活動の推進.....	5
(1)	図書館の役割.....	5
(2)	児童館、公民館の役割.....	7
(3)	読書ボランティアの役割.....	9
第3節	学校等における子どもの読書活動の推進.....	10
(1)	学校の役割.....	10
1	学校図書館の環境整備.....	10
2	読書センター機能の充実.....	11
3	学習・情報センター機能の充実.....	12
4	読書活動に関わる人材育成.....	13
(2)	保育園・幼稚園の役割.....	13
(3)	特別な支援が必要な子どもの読書活動の推進.....	14
第4節	生涯を通して本に親しむ暮らしの推進（生涯読書）.....	16
第5節	啓発・広報等の推進.....	17
第6節	推進体制の整備.....	18
資料編	19～37
絵本リスト	38～46 (9～1)

第1章 はじめに

第1節 子どもの読書活動の意義

読書は、たくさんの言葉を育み、想像力や表現力を高め、豊かな創造力や生きる力を培います。特に、幼い頃から読書習慣を身につけ本に親しむことは、好奇心を育て集中力を養い、心豊かであたたかな人間性を育てていきます。

子どもたちが健やかに成長し、豊かな人生を送るためにも、読書はかけがえのないものです。

第2節 子どもの読書活動推進に関する取組

本を読むことは、人格形成や心の発達に大きな影響をもたらすことから、読書の重要性が叫ばれています。近年、子どもたちを取り巻く生活環境の変化は、子どもたちの成長に大きな影響を与えています。スマートフォン等の普及、それを活用したSNS（注1）等コミュニケーションツールの多様性、新型コロナウイルス感染症による人との関わりの減少等により、ことばや表現力の乏しい子どもたちが増える可能性があります。

（1）国・県の動向

このような現状を踏まえ、国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行、平成14年8月、同法に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。この中で、子どもの読書環境を整備することは自治体の責任であると明示されています。さらに平成30年4月第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成することや友人同士での活動等を通じ読書への関心を高めるなどの取組が示されました。

平成17年7月には「文字・活字文化振興法」、平成20年6月には「国民読書年（平成22年）」に関する決議が国会でなされています。また、同年6月には図書館法が改正され、「家庭教育の向上に関すること」が加えられました。そして、平成26年6月には、改正学校図書館法（平成27年4月施行）が成立し、学校司書が法律上位置づけられました。

平成29年に公示された学習指導要領では、言語能力の育成を図るために、言語活動の充実や学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実することが示されました。

また、平成29年に告示された幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針では、引き続き、絵本や物語に親しむ活動を行うことが示されました。

鳥取県では、平成16年4月に策定された「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」（以下「推進ビジョン」という。）が平成31年3月に第4次推進ビジョンが策定され、鳥取県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組が示されています。

（注1） ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービスのこと。

（2）本市の取組

鳥取市においては、これら国、県における子どもの読書活動推進の基本的な考え方を踏まえながら、地域性等を考慮し、平成19年3月に「鳥取市子どもの読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、環境の変化等を踏まえて、子どもの読書活動を推進してきました。

第2章 基本的な考え方

第1節 策定の趣旨

子どもたちの読書活動を推進するためには、本との豊かな出会いをつくとともに、自ら進んで読書ができる環境を、家庭・地域・学校・行政など社会全体で整えることが必要です。

このため、本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」として、本市の子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進する上での基本計画として第4次推進計画を策定するものです。

第2節 基本方針

第4次推進計画では、「第11次鳥取市総合計画」「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン第4次計画」等を踏まえ、これまでの取組の成果と課題を検証し、環境の変化を加味しながら以下の基本方針により様々な施策を推進します。

(1) 子どもたちが生活の中で本と親しむ機会の提供

子どもたちが、日々の生活の中でいつでもどこでも本を手にすることができ、楽しみながら自然に読書習慣が身に付くよう、家庭・地域・学校・行政など子どもたちを取り巻くあらゆる場面を捉えて本と親しむ機会の提供に努めます。

(2) 子どもたちが、読書への関心を持ち、意欲を高めるための環境整備の充実

子どもたちがより一層進んで読書ができるよう、市立図書館をはじめ公民館、学校図書館などの整備充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、質の高いサービスの提供に努めます。また、子どもの読書に関わるすべての関係者は、子どもの読書活動の重要性についての理解を共有しながら読書環境の整備を推進します。

(3) 生涯を通して本に親しむ暮らしの推進

子どもたちは年齢が上がるにつれて、読書をすることから遠のく傾向があります。大人になっても本に親しむ暮らし（生涯読書）が継続できるよう、読書の楽しさを伝えていきます。また、公共施設でのマナー・ルールについての学習機会を設けます。

(4) 子どもの読書の意義について啓発・広報

子どもの読書活動の重要性や意義について、「第4次鳥取市子どもの読書活動推進計画」から作成した「おすすめ絵本リスト」等を活用して、子どもたちを取り巻く大人や社会に向け、より一層広い普及・啓発に努めます。

第3節 計画の対象

第4次推進計画の対象は、胎児期からおおむね18歳以下のすべての子どもとします。

第4節 計画の期間

第4次推進計画の期間は、令和3年（2021年）度から令和7年（2025年）度までの5年間とし、必要に応じて推進計画の見直しを行いません。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

第1節 家庭の役割

読み聞かせの大切さ

乳幼児期に絵本の読み聞かせをすることは、語りかける時間の中で、子どもたちの言葉や心を育み、親子の絆を深めるきっかけになります。読み聞かせを通して、子どもたちは注がれる愛情を感じ、安心して心健やかに成長していきます。保護者にとってもゆったりとした子どもとの関わり方や、心を通わすことの大切さ・楽しさを知ることができます。

[現状と課題]

- 家族形態や労働環境の変化により、就園の低年齢化がすすんでいます。中には、絵本を楽しむ時間や心のゆとりをもちにくい家庭もあります。
- スマートフォン等の普及がすすみ、乳幼児期から子育てにおけるメディア利用により、子どもたちの読書離れや心身の発達への悪影響が懸念されます。
- 保護者の中には、「言葉を増やしたい」「知識をつけさせたい」などの知育を目的として、熱心に読み聞かせに取り組む方もおられます。
- 保護者自身が幼少期に絵本を読んでもらった経験が乏しいために、絵本の大切さがわかりにくかったり、絵本の与え方に戸惑いを感じたりしている場合もあります。
- 年齢に応じた絵本の楽しみ方や、読み聞かせの仕方を知りたいという保護者の声が聞かれます。
- 鳥取市では、平成15年度からブックスタート事業（注2）を実施し、保護者が赤ちゃんに絵本を通して語りかけ、親子で楽しくあたたかな時間を過ごせるよう、子育て支援の一環として読書活動の推進に取り組んでいます。
これにより、絵本に関心の高い家庭だけでなく、すべての赤ちゃんと保護者に親子のふれあいの大切さなどのメッセージを伝えています。また、様々な家庭の事情により健康診査が未受診だった家庭にも訪問して、メッセージとともに絵本を手渡しています。
- ブックスタート事業の実施状況
6か月児健診の対象者のうち99%以上に読み聞かせと絵本のプレゼントができています。未受診者には訪問等で絵本を手渡し、絵本を届けることができています。
- ブックスタートプラス事業（注3）の実施
西地域（気高・鹿野・青谷）では1歳6か月児健診と3歳児健診、南地域（河原・用瀬・佐治）では2歳児歯科健診等で読み聞かせを行っています。

【これからの取組】

○ 読み聞かせの大切さの啓発

母子健康手帳交付時や健診、地区サークル等の機会を通して、胎児期からの絵本の読み聞かせや、親子のふれあいの大切さを伝えていきます。また、テレビやDVD、スマートフォンなどが与える子どもへの影響についても保護者へ啓発していきます。

○ ブックスタート事業の継続

鳥取市のすべての赤ちゃんへ絵本をひらく楽しい「体験」とともに「絵本」を届けます。

ブックスタート事業に関わる保健師、図書館司書(注4)、読み聞かせボランティア等のスタッフは、定期的な連絡会や研修会をもち、連携を取りながら活動の充実を図ります。

○ 読み聞かせの会や図書の貸出などの地域の情報を積極的に発信

子どもが家庭で手軽に絵本にふれられるよう図書の貸出方法や、図書館・地域の読み聞かせの会の情報を発信します。

○ 「親も子どもも本に親しむ暮らし」の推進

赤ちゃんの頃から本に親しむことができるように、産後サロンやブックスタートで読み聞かせの場を体験すると共に、ブックスタートパックに含まれる「ブックレット」や絵本の冊子本「ねえよんで」を用いて、家庭での絵本の親しみ方を伝えていきます。

(注2) 鳥取市では、6か月児健診の機会に、保健所、図書館、読み聞かせボランティアなどが協力し、絵本を開く楽しい体験とともに絵本を手渡し、親子のふれあいを深めていくことの大切さや、地域で子育てを応援していますというメッセージを伝えている。

(注3) 1歳6か月児、3歳児健診等においても、絵本を通じた親子のふれあいの大切さを伝える事業。

西地域：平成19年から1歳6か月児健診・3歳児健診時に実施

南地域：平成28年から2歳児歯科検診時、令和2年から「離乳食講習会&こんにちはの会」で実施

(注4) 都道府県や市町村の公共図書館等で図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門的職員。

第2節 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館の役割

児童サービスの充実

[現状と課題]

- 市立中央図書館を中心に、用瀬図書館・気高図書館の2つの地域図書館及び国府町・福部町・河原町・佐治町・鹿野町・青谷町の6つのコミュニティ施設等図書室、さらに5台の移動図書館車を設置しており、これらの施設等が一体となって市内全域への図書館サービスを実施しています。
- 図書館のコンピュータシステムが各施設の蔵書や利用を一元管理しており、システムと連動した搬送便を巡回することで、どの地域からでも身近な拠点に本が届くシステムを構築しています。この搬送便の巡回は、図書館だけではなく、市内の小・中・義務教育学校や教育センター、大学図書館、市立病院図書室へも運行しており、インターネット等を通じて予約された本も届くシステムとしています。
- 子どもたちの読書を支援していくには、「適書を適者に適時に」を心がけることが重要です。子どもたち個々の発達段階に応じて適切な本を手渡すことが、本に興味をもって読み進め、次第に本の選択能力を身に付けることができるようになると期待されています。図書館では、児童用の図書を十分に整備しながら、それぞれの子どもたちの成長に合った本を手渡すことが重要であり、そこでは経験を積んだ司書の役割は欠かせません。児童用図書の整備と担当職員の研修の拡充を図るとともに、おすすめ本のリスト作成や展示などの広報も工夫する必要があります。
- 平成30年度に児童図書室に郷土コーナーを設けました。郷土の魅力を再発見する講座を開催することにより、郷土への関心を高めます。
- 「第3の居場所」(注5)としての図書館を周知していくため、また様々な家庭環境にある子どもたちが読書に親しむことができるように、平成30年度から子ども食堂に団体貸出を始めています。
- 中学生・高校生を対象としたヤングアダルト(YA)(注6)コーナーを設け、図書の収集・提供に努め、利用の拡大を図っています。
- 特別な支援を要する子どもたちへの取組として、対面朗読サービスや点字図書、拡大写本、朗読CD、拡大読書機、音声ガイド付きパソコン、プレクストーク・ポータブルレコーダー(注7)、音声読書機など、機器や資料の充実に努めています。
- 子ども読書活動を推進していくためには、地域や家庭との協力が必要です。そのため図書館を中心に、各地域で活動する読み聞かせボランティアの養成や家庭での読み聞かせを学ぶ講座の開設に長年取り組んでおり、現在では、多くの受講者が各地域

や学校で活動をしています。また、ボランティア同士がレベルアップや交流を深めることを目的に、情報交換や意見交換を行う読み聞かせボランティア交流会も実施しています。

- ブックスタート事業に続くものとして、乳幼児向けのおはなし会を定期的を実施し、小学生程度までを対象としたおはなし会も毎週実施するなど読書の楽しさを伝えています。
- 学校や保育園・幼稚園、地区公民館などへの支援として、搬送も含めた団体貸出の実施やレファレンス（注8）支援、資料相談などを行っています。今後は、団体貸出に対応できるだけの図書の整備や搬送、関係機関との連携など充実を図っていくことが必要です。

【これからの取組】

- **資料の充実**
新刊の購入や長く読み継がれてきた児童書の買い替えなど、資料の充実に努めます。
- **職員の専門的知識・技術の向上**
児童サービス（注9）を担当する職員の専門的知識・技術の向上を図るよう努めます。
- **子どもの行事の充実**
読書に親しんだり、郷土に関心を持ったりしてもらえるような行事の開催に努めます。
- **広報の充実**
チラシやホームページなどを通じて、子どもの行事や講演会・研修会の情報を提供するなど、きめ細かな広報に努めます。また、本を選ぶための手助けとなるブックリストなどを作成します。
- **図書の展示や紹介**
図書の展示や紹介を通して、子どもたちの読書へのきっかけづくりに努めます。
- **図書館訪問や図書館見学、職場体験の受け入れ**
保育園・幼稚園の図書館訪問や、学校からの図書館見学や中学生・高校生の職場体験を積極的に受け入れます。
- **移動図書館車の巡回貸出などの積極的な実施**
移動図書館車の巡回貸出などを積極的に実施し、幼いころから図書館に肌でふれられる機会を提供できるよう努めます。
- **保育園・幼稚園への団体貸出やおはなし会等の情報提供**
保育園・幼稚園に対して、子どもたちが様々な絵本に触れることができるよう、団

体貸出やおはなし会等の情報提供を行います。

- **利用が困難な子どもたちへの図書館サービスの提供**
身体・健康及び環境上の理由で市立図書館を利用するのが困難な子どもたちに対しても、図書館サービスを提供できるよう努めます。
- **多文化サービスの充実**
外国語絵本の充実を図るとともに、在日外国人に対する支援や、異文化を理解するための資料の整備など、多文化サービス（注10）の充実に努めます。
- **講演会や講座の積極的な実施**
子どもの読書に関する講演会や講座を積極的に実施します。
- **ネットワークづくりと計画的な研修の実施**
読み聞かせグループや読書ボランティアなどのネットワークづくりに取り組むとともに、計画的に交流会や研修会を実施します。
- **鳥取県立図書館や県内の公立図書館との連携**
鳥取県立図書館や県内の公立図書館との連携を深め、子どもの読書活動の推進に関する情報の共有に努めます。また、市民への情報提供や子どもの読書活動に関する事業への協力に積極的に取り組みます。

（注5）自宅をファーストプレイス（第一の居場所）、職場や学校をセカンドプレイス（第二の居場所）とし、そのどちらでもない居心地の良い環境や場・空間のことで、例えば図書館、喫茶店、公民館、自治会などの居場所をいう。

（注6）young adults（YA）。子どもと大人の間に位置する12歳から18歳の年齢層。

（注7）障がい者用録音資料の再生用プレイヤー。

（注8）図書館が所蔵する資料や情報を用いて、利用者の質問や調査・研究等を援助するサービス。

（注9）子どもに対する図書館サービス。

（注10）民族的、言語的、文化的少数者のための図書館サービス。

（2）児童館、公民館の役割

地域と一体となった取組の推進

1 児童館

[現状と課題]

- 市内には12の児童館があります。各児童館が絵本を主にしたコーナーを設けて、図書室を気軽に利用できるように環境づくりに努めており、選書や展示を工夫しながら図書の充実を図ることが必要です。
- 随時、乳幼児から高校生までの幅広い子どものための図書や情報の提供、読書の楽しさを広めるための資料の充実に努めています。

- 日頃の職員の読み聞かせをはじめ、中学生・高校生、保護者ボランティア、読み聞かせグループによる活動を行事の中に取り入れながら読書のおもしろさを伝え、また移動図書館車の利用をとおして読書への関心を促進しています。
- 保護者が主体となって読書の楽しさを子どもたちに伝えている地域組織（母親クラブ）や児童館職員による「出前児童館」（注11）を実施しています。

【これからの取組】

- **絵本のある心地よい環境づくりの充実**
新刊の購入や長く読み継がれてきた児童書の買い替えなど、蔵書の充実及び図書の展示や紹介等、読書へのきっかけづくりに努めます。「子ども読書の日」（注12）や「読書週間」（注13）を活用し読書の推進を図りながら、絵本を大切に扱うことを知らせ、絵本に親しむ環境づくりを進めます。
- **地域と一体となった取組の推進**
児童館を活動拠点とする地域組織（母親クラブ）や子育てサークル等と連携し、読み聞かせの重要性や読書への関心を一層高める等、地域と一体となった取組を進めていきます。

2 公民館等

【現状と課題】

- 市内の各地域に地区公民館等があり、図書室の運営や蔵書等については地域によって違いがあります。
- 地区公民館において、子どもたちが読書に親しむ諸条件の整備に努めるとともに、子どもの読書活動に対する理解を深める活動に取り組むことが求められています。
- 市立図書館の公共施設への配本サービス、地域への移動図書館車事業は充実してきており、市の読書活動推進の取組や、図書館の便利な利用方法などの情報提供に積極的に取り組む必要があります。

【これからの取組】

- **子どもが本に親しむことの大切さを伝達**
公民館等においても、乳幼児対象の活動の場などで保護者に対して子どもが本に親しむことの大切さを伝えます。
- **公民館等における子どもの読書活動の推進**
読み聞かせボランティアの活用を努め、子どもたちへの読み聞かせなど公民館等における子どもの読書活動に積極的に取り組みます。

○ **子どもの読書への関心の向上**

各図書館や図書室等との連携を図り、長く読み継がれてきた児童書等の良書や情報を提供することにより、子どもの読書への関心を高めます。

(3) 読書ボランティアの役割

本の楽しさを伝える活動の推進

[現状と課題]

- 読書ボランティアは、学校、図書館、児童館、公民館、保育園・幼稚園、地域の子ども文庫などで、読み聞かせやおはなし会の実施さらに学校図書館の美化や図書整備の活動をしています。また、その活動は、ブックスタート事業への協力や子育て支援関係機関との連携など多様な領域に広がり、定着してきています。
- 学校、保育園等での活動で、読書ボランティアと受け入れ側が互いに連携・交流を深めていくことが求められています。
- 読書ボランティアの減少など後継者不足が課題になっています。
- 読書ボランティア間のネットワーク推進のために、読み聞かせボランティア交流会を行っていますが、学校、保育園、公民館等とのネットワークについては、地域により格差が見られます。

【これからの取組】

○ **きめ細かな研修会の計画的な実施**

読書ボランティアの養成講座や活動の多様化に対応したきめ細かな研修会を、図書館の協力を得ながら計画的に実施するよう努めます。

○ **地域別交流会への取組の促進**

読書ボランティアと子どもの読書活動に関する関係機関とのネットワークについて、積極的に進めている地域を参考にし、地域別交流会の取組を促進していきます。

(注11) 児童館職員が地域の保育園や小学校に出掛けて定期的に絵本の読み聞かせ等をする取り組み。

(注12) 子どもが自主的な読書活動を行う意欲を高めるために国が設置。4月23日。

(注13) 読書の普及・推進と出版文化の向上を目標として、公益社団法人読書推進運動協議会が設置。

10月27日から11月9日まで。

第3節 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 学校の役割

1 学校図書館の環境整備

【現状と課題】

- テーマごとの配架や学習・行事との関連を図った展示をするなどの工夫により、より一層利用しやすい図書館づくりに努めています。
- 読書への興味が湧くような展示やくつろいで読書ができるスペースを確保するなど、読書を楽しめる環境づくりに努めています。
- 図書館や中学校区等の学校と連携し、蔵書の内容が偏らないように配慮しながら、授業等で利用できる図書の確保やより良い図書資料の選定に努めています。
- 学校図書館の実務を担う学校司書が、全ての小・中・義務教育学校に配置されています。
- 学校図書館を活用した校内の取組や、職員間の連携をさらに深める必要があります。
- 読書推進のため、学校図書館運営委員会（注14）を設けている学校があります。

【これからの取組】

- **魅力ある図書館づくり**
「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能を活かした魅力ある図書館づくりに努めます。また、安心して過ごせる・ほっとして過ごせる「心の居場所」としても位置づけ、来館しやすい図書館づくりに努めます。
- **図書資料、情報資料の整備**
子どもたちの「読みたい」「調べたい」という意欲的な読書活動や主体的な学習活動に対応できるよう、図書資料や情報資料の整備に努めます。
- **ネットワークづくりと資料の有効活用**
他校や地域の図書館とのネットワークづくりを進め、学校間の相互貸借など資料の有効活用を図ります。
- **学校図書館図書標準の達成**
学校図書館図書標準（注15）の達成に努めるとともに、図書館と連携し、購入する本の内容についても充実を図ります。
- **学校司書の配置継続**
学校司書の配置の継続に努めます。

○ **校内での職員間の連携**

校内での職員間（教職員と司書教諭・学校司書）の連携を深めていきます。

2 読書センター機能の充実

※「読書センター機能」とは：子どもの読書活動を支援し、子どもたちが読書に親しむための手だてを行う役割のこと。（読み聞かせ事業や読書相談、ブックトーク（注16）、本の紹介など）。

【現状と課題】

- 読書への興味が湧くような本の紹介、イベントの開催など、各学校で読書が好きになるような取組の工夫がなされています。
- 読書活動の習慣化をねらいとした「全校一斉の読書活動」が、市内ほとんどの小・中・義務教育学校で行われています。
- 本に親しみ、読書への関心を高めるため、保護者や地域ボランティアによる読み聞かせが行われています。
- 読書意欲に個人差があるため、意欲をもちにくい子どもへの支援の仕方を工夫する必要があります。
- スマートフォン等の普及、それを活用したSNS等コミュニケーションツールなど子どもが親しむメディアが多様化しており、本に親しむ機会を大事にする必要があります。

【これからの取組】

- **豊かな読書生活につながる活動の継続**
「読書活動」や「図書の日」などをさらに充実させ、豊かな読書生活につながる活動を推進します。
- **地域と一体となった読書活動の推進**
ボランティアによる読み聞かせなど、保護者や地域の人々の協力を得ながら、地域と一体となった読書活動を進めます。
- **委員会活動・学校行事等で読書活動の充実**
「子ども読書の日」や「読書週間」に合わせ、学校図書委員会活動や学校行事等で読書活動を推進する取組の充実を図ります。
- **家庭との連携**
家庭での読書が習慣化するよう、家庭と連携を取りながら取組を進めていきます。

- **魅力的な本との出会いの場の創出**
読書に対して意欲をもちにくい子ども本に親しむことができるよう、読み聞かせやブックトーク、読書クイズなどを通して、魅力的な本との出会いの場をつくっていきます。
- **校外学習などで図書館利用体験の推進**
学校での校外学習などで公共図書館利用の体験を推進します。

3 学習・情報センター機能の充実

※「学習・情報センター機能」とは：学習に必要な図書資料や情報資料を提供するとともに、子どもや教職員の資料相談等に応える役割のこと。

【現状と課題】

- 学校司書は、司書教諭や各担任等と連携して学習に必要な資料の購入・収集を進め、蔵書の充実を図るとともに、図書館や関係機関の資料も活用した学習を支援しています。
- 学校図書館やその資料を活用した授業はどの学校でもなされていますが、限られた教科や時期の利用である場合があります。また、探し方や調べ方が分からず、十分に活用することができない児童・生徒もいます。
- 資料収集のためのパスファインダー（注17）を作っている学校もあります。

【これからの取組】

- **学習のための情報収集やその情報を活用する情報リテラシーの育成**
各図書館の蔵書・新聞等や1人1端末なども活用し、学習のための情報収集やその情報を活用する情報リテラシー（注18）を育成していきます。
- **小・中・義務教育学校9年間を見通した「学校図書館活用計画」**
中学校区内での連携を図りながら、9年間を見通した「学校図書館活用計画」（資料P25参照）等を作成し、図書を利用した学習が系統的に行われるようにしていきます。
- **公共図書館との連携の推進**
学習のための資料を確保するため、公共図書館との連携をさらに進めます。また、資料の有効活用を図るため、中学校区内の相互貸借を推進します。
- **作成したパスファインダーの有効活用**
探究型学習を支援し、作成したパスファインダーの有効活用に取り組みます。

4 読書活動に関わる人材育成

[現状と課題]

- 司書教諭と学校司書が連携して、教職員や保護者の図書館教育に対する認識を高めるよう働きかけています。
- 鳥取市教育センター(令和3年度から鳥取市総合教育センター)の研修に「学校司書・司書教諭研修」を位置づけ、両者が参加する研修を実施することで、司書教諭並びに学校司書の資質向上を図っています。

【これからの取組】

- **読書活動、図書館教育の理解と学校図書館の活性化**
学校内外で読書活動や図書館教育についての理解を深めるとともに、図書館を活用した授業の実践的な積み重ねを進め、学校図書館の活性化を図ります。
- **司書教諭・学校司書の資質の向上**
司書教諭や学校司書に対する研修を継続し、資質の向上に努めます。
- **司書教諭の資格取得の促進**
司書教諭の資格取得を促進します。

(注14) よりよい学校図書館の運営のために、様々な意見を出し合い読書活動を組織的、計画的に推進していく委員会。

(注15) 平成5年、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部省(現文部科学省)が設定。

(注16) 学校などの集団を対象にして、特定のテーマのもとに流れをつくって何冊かの本を紹介し、子どもに読書に対する興味や関心を呼び起こす読書指導。

(注17) pathfinder 道案内・誘導者のこと。図書館では、ある主題について関連する資料・情報を入手方法とともにリストアップしたもの。

(注18) 情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質、情報活用能力。

(2) 保育園・幼稚園の役割

[現状と課題]

- 想像力を育てるために、子どもの興味、関心を高め発達段階に合わせた読み聞かせを推進しています。
- 子どもがいつでも自由に絵本にふれることができるよう、絵本コーナーを充実させたり、移動図書館車の巡回貸出や団体貸出を利用したりする園もあります。貸出を希望する園が利用できるよう、より一層の図書館との連携に努めます。
- 読書ボランティア等と連携しながら、読書環境づくりに努めています。
- 読書に親しみ、幼児期の親子のふれあいを促すために絵本の貸出を行っています。家庭にある絵本の冊数や図書館利用に個人差があります。(資料P30アンケート参照)

- 多くの保育園・幼稚園では読み聞かせやおはなし会が行われています。
- 家庭での読み聞かせの本を、保育園・幼稚園で借りる保護者が多いようです。併せて、新刊の購入や長く読み継がれてきた絵本の買い替え等、蔵書の充実が必要です。

【これからの取組】

- **図書資料の確保と絵本の展示の工夫や環境整備**
絵本との出会いを進めるために必要な資料の確保に努めながら、絵本の展示方法の工夫や環境整備に努めます。絵本を大切に扱うことを知らせ、絵本に親しむ環境づくりを進めます。
- **図書館、読書ボランティアと連携した魅力的な本との出会いの場の創出**
図書館や読書ボランティアと連携し、絵本との出会いや楽しさを味わうことができるよう、魅力的な本との出会いの場をつくり出します。
- **保育園、幼稚園、小学校・義務教育学校の連携**
小学校・義務教育学校と連携を図りながら保育園・幼稚園における読書活動を推進します。
- **講演会や講座の積極的な参加・実施・啓発**
絵本・読み聞かせ等に関する講演会や講座に積極的に参加し、職員の資質向上を図ります。また、保護者への啓発や講演会等を実施し、保護者の絵本や読書への関心を高めていけるよう努めます。
- **「親も子も本に親しむ暮らし」の推進**
家庭での読み聞かせは、絵本への関心を高めるだけでなく情緒の発達を促すことから、保護者が子育てを楽しむためにも、「親も子も本に親しむ暮らし」を推進します。

(3) 特別な支援が必要な子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

- 点字図書や音声図書の整備などにより、障がいの実態や必要性に応じた読書活動支援を行うよう努めています。
- 外国語での支援が必要な子どもや保護者も増えています。(多文化サービス)

【これからの取組】

- **障がいの実態や必要性に応じた、きめ細かな読書活動の支援**
障がいの実態や必要性に応じ、一人ひとりきめ細かな読書活動を支援していきます。
- **家庭と学校の連携の促進**
家庭と学校の連携を進めていきます。

- **図書館、読書ボランティアと連携した魅力的な本との出会いの場の創出**
図書館や読書ボランティアと連携し、読書に関心をもちにくい子どもも読書の楽しさを味わうことができるよう、魅力的な本との出会いの場をつくります。

- **多文化サービスを充実させるため、公共図書館との連携を促進**
多文化サービスを充実させるため、公共図書館との連携を進めていきます。

第4節 生涯を通して本に親しむ暮らしの推進（生涯読書）

※ 生涯読書とは：乳幼児のころから本に親しみはじめ、学生時代を経て大人になっても読書の習慣を継続し、どの年代においても生活の中で本に親しむこと。

【現状と課題】

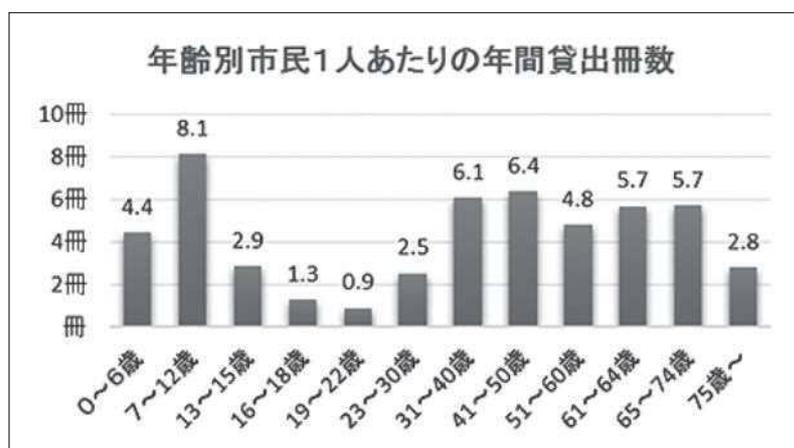
- 年齢が上がるにしたがい、図書館等の利用は減少傾向にあります。（下記図参照）
- 公共図書館において利用方法が十分周知されていない現状があります。一部の利用者にはマナー・ルールが低下している傾向が見受けられます。
- 「まちライブラリー」（注19）の取組として、新たに平成30年度に用瀬駅の待合室に「もちがせ駅なか文庫」が開設されるなど、生涯読書の普及に役立っています

【これからの取組】

- **中・高校生へ向けて生涯読書へつなげる取組を推進**
本から離れていく年代の中・高校生へ向けて生涯読書へつなげる取り組みを推進します。
- **保護者への「本に親しむ暮らし」を啓発**
子どもだけでなく保護者へも、「本に親しむ暮らし（生涯読書）」を啓発していきます。
- **図書館の利用方法、マナー・ルールの啓発**
公共図書館における利用方法の周知徹底を図ります。また、関係機関、家庭においてもマナー・ルールの啓発を推進します。

（注19） まちの住宅等の一角に共通の本棚を置き、そこにメッセージ付の「本」を持ち寄り、交換しながら人と出会う活動。

令和元年度の鳥取市の図書館及びコミュニティセンター図書室等の利用状況



第5節 啓発・広報等の推進

〔現状と課題〕

- 家庭や地域、公共機関や民間団体などが連携しながら、子どもの読書活動の重要性や意義について啓発・広報を図るため、「子ども読書の日」「こどもの読書週間(注20)」「文字・活字文化の日(注21)」「読書週間」などに合わせて、子どもの本に関する講座やおはなし会を行っています。
- 子どもの読書活動に対して、市民に十分に理解してもらうため、その重要性や意義などについて広報・普及を充実させる必要があります。

【これからの取組】

- **おはなし会や講演会などの全市的な取組の展開**
「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「文字・活字文化の日」「読書週間」を中心に、おはなし会や講演会など、現在行っている様々な取組を、さらに全市的に展開することにより、子どもの読書活動の輪を一層広げていきます。
- **広報紙、関係機関のホームページ、マスコミなどでの広報の充実**
とっとり市報などの広報紙や関係機関のホームページ、ケーブルテレビなどを活用して、子どもの読書活動の重要性や意義について積極的に広報していきます。
- **「生涯を通して本に親しむ暮らし（生涯読書）」の啓発を推進**
「生涯を通して本に親しむ暮らし（生涯読書）」の啓発を推進していきます。
- **家庭教育支援事業での啓発**
家庭教育支援事業(注22)を通して、読書の大切さを啓発していきます。

(注20) 子どもたちにもっと本を！との願いから、公益社団法人読書推進運動協議会が設置。4月23日から5月12日まで。

(注21) 国民の間に広く文字・活字文化について関心と理解を深めるようにするために国が設置。10月27日。

(注22) 社会教育の1つの領域であり、子どもを有する保護者の家庭教育を支援するための事業。鳥取市では、市内にある全ての小学校・義務教育学校や開催を希望した保育園等にて「子育て・親育ち講座」を実施している。

第6節 推進体制の整備

〔現状と課題〕

- 平成18年から「鳥取市子どもの読書活動推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、平成19年3月に推進計画を策定しました。
- 平成19年度からは毎年推進委員会を開催し、推進計画の進捗状況の検証や取組内容について意見交換を実施しています。
- 第4次推進計画において、推進委員会が推奨する3歳から小学校低学年向けまでの「おすすめ絵本リスト」の作成を行いました。

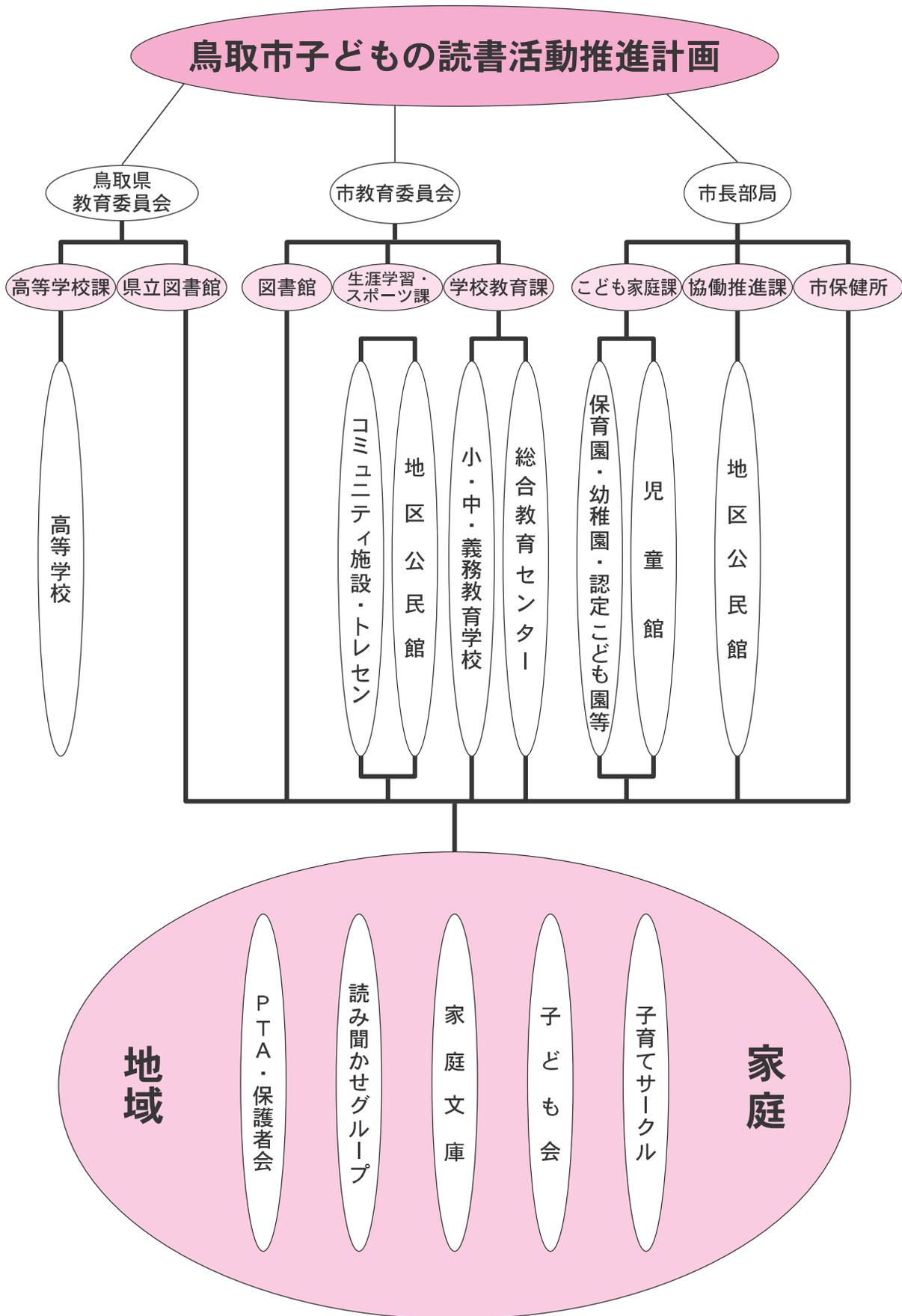
【これからの取組】

- **関係機関の役割の周知**
研修機会等を通して推進計画の周知を図ることで、関係機関がそれぞれの役割について理解を深め、子どもの読書活動の推進につなげます。
- **読書ボランティアの活動状況の把握とつながりあう環境の整備**
読書ボランティアの活動状況を把握するとともに、受け入れ施設やその活動条件等を取りまとめ、スムーズにつながりあう環境を整えます。
- **関係各課の連携と総合的な政策を展開**
関係各課の連携をさらに図りながら、読書活動の推進について総合的な施策展開ができるよう努めます。
- **推進計画に基づいた推進状況の検証と具体的な取組等の検討の徹底**
今後も推進委員会を開催し、推進計画に基づく計画の推進状況の検証、具体的な取組等についての検討を徹底します。

資 料

1. 鳥取市子どもの読書活動推進体制.....	19
2. 鳥取市内図書館等関係機関一覧.....	20
3. 鳥取市図書館インターネット予約システム フロー図.....	21
4. 図書館のネットワーク フロー図.....	22
5. 児童図書館の蔵書・貸出等に関する資料.....	23～24
6. 鳥取市立〇〇〇中学校区 図書館利用教育体系表.....	25
7. 子どもと読書に関する受賞一覧.....	26～27
8. 子育て状況・絵本を取り巻く状況について.....	28～29
9. 言葉に親しむ環境づくりについて.....	30～31
10. 鳥取市子どもの読書活動推進委員会設置要綱.....	32
11. 鳥取市子どもの読書活動推進委員会委員名簿.....	33
12. 絵本リスト作成部会委員名簿.....	34
13. 子どもの読書活動の推進に関する法律.....	35～37

1. 鳥取市子どもの読書活動推進体制



2. 鳥取市内図書館等関係機関一覧

鳥取市内にある図書館

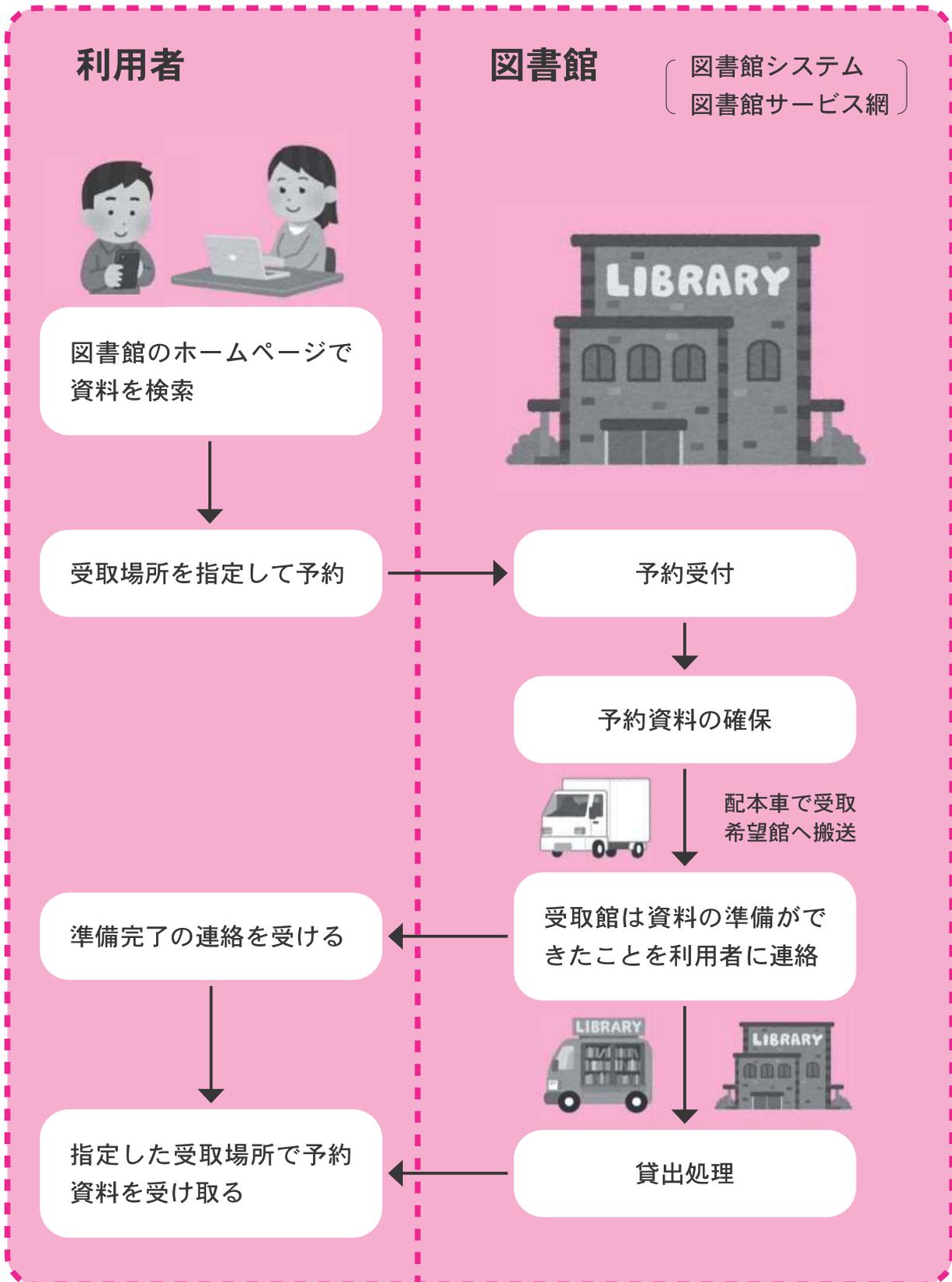
図書館名	所在地	休館日	電話番号
鳥取市立中央図書館	680-0845 鳥取市富安二丁目138-4	火曜日・毎月最終木曜日	0857-27-5182
鳥取市立用瀬図書館	689-1201 鳥取市用瀬町用瀬832	〃	0858-87-2702
鳥取市立気高図書館	689-0334 鳥取市気高町北浜三丁目121-6	〃	0857-37-6036
鳥取県立図書館	680-0017 鳥取市尚徳町101	毎月第2木曜日・毎月末日	0857-26-8155
鳥取大学附属図書館	680-8554 鳥取市湖山町南4-101	公式HPを参照	0857-31-5672
鳥取環境大学情報メディアセンター	689-1111 鳥取市若葉台北1-1-1	日・春夏冬の各期休業中の土曜日・毎月末日・祝日	0857-38-6700

コミュニティ施設等図書室一覧

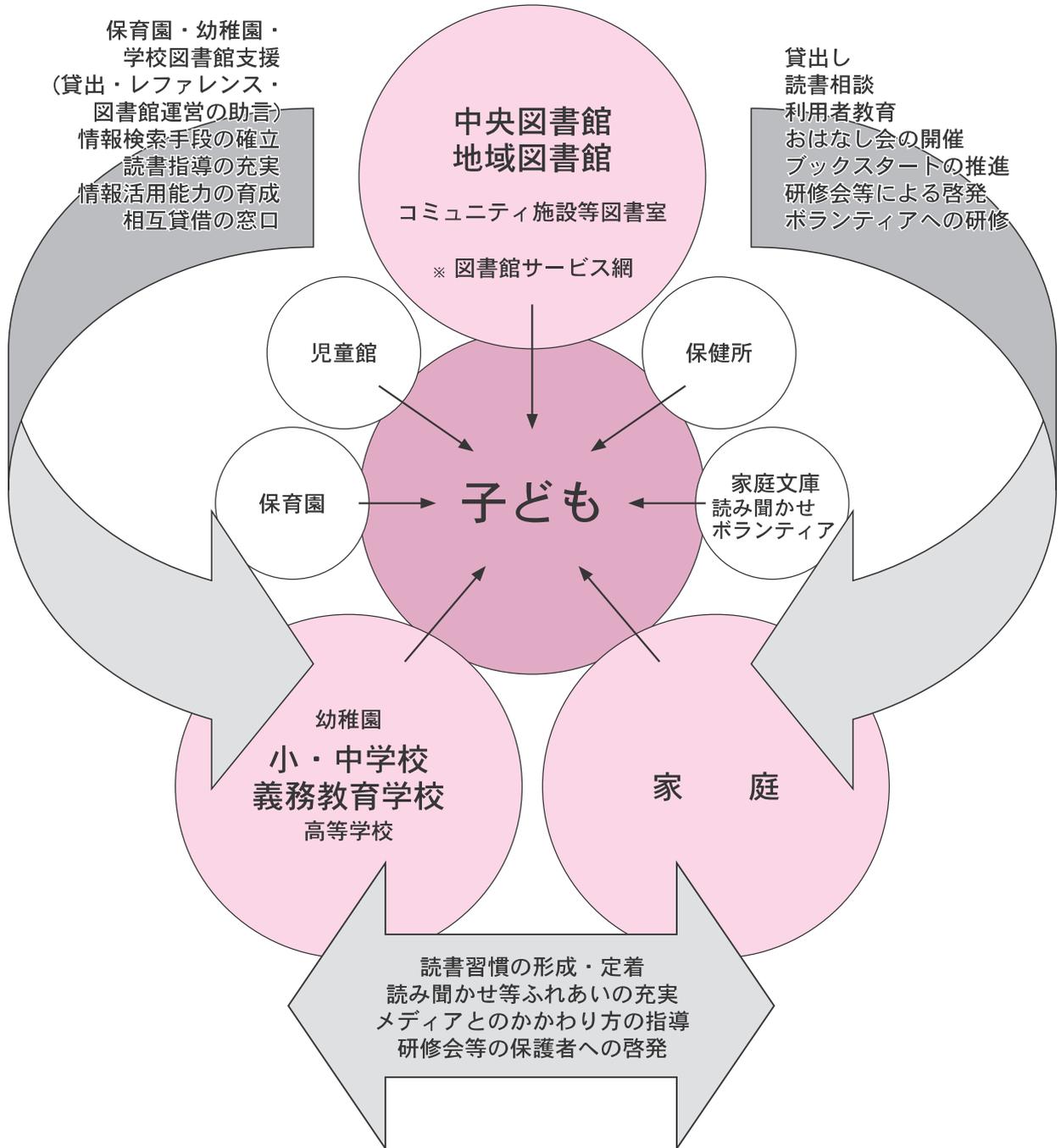
名前	所在地	休館日	電話番号
国府町コミュニティセンター	680-0152 鳥取市国府町庁380	日曜日・祝日・振替休日 年末年始	0857-24-1642
福部町コミュニティセンター	689-0102 鳥取市福部町細川1338	祝日、年末年始	0857-75-2030
河原町コミュニティセンター	680-1221 鳥取市河原町渡一木277-1	祝日、年末年始	0858-76-3123
佐治町コミュニティセンター	689-1313 鳥取市佐治町加瀬木2542-1	祝日、年末年始	0858-88-0228
鹿野町農業者 トレーニングセンター	689-0405 鳥取市鹿野町鹿野342	日曜日・祝日、年末年始	0857-84-2131
青谷町コミュニティセンター	689-0501 鳥取市青谷町青谷667	月曜日・祝日、年末年始	0857-85-1141

- ※ 年末年始：12/29から1/3まで
- ※ 各地区公民館・児童館もご利用できます。

3. 鳥取市立図書館インターネット予約システム フロー図



4. 図書館のネットワーク フロー図



※ 図書館サービス網は、中央図書館を核に、市内の図書館等との相互協力体制を確立する図書館網を形成すると共に、他市町村、県、国の図書館組織や館種の異なる図書館組織と協力関係をつくることにより、広範な図書館ネットワーク網を形成することです。

5. 児童図書の蔵書・貸出等に関する資料

図書館児童書蔵書冊数（令和2年3月末）

	中央図書館	移動図書館車 5台	用瀬図書館	気高図書館	コミュニティ施設 等図書室6室
蔵書冊数	126,748	17,346	16,934	18,996	52,549

（令和2年度鳥取市教育要覧より）

児童書の貸出推移

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中央図書館	243,175	226,478	236,587	232,735	253,204
用瀬図書館	14,197	15,134	13,202	13,577	13,985
気高図書館	31,598	29,273	26,444	27,774	30,603
コミュニティ施設 等図書室6室	17,164	22,160	23,228	20,288	20,900
合 計	306,134	293,045	299,461	294,374	318,692

平成30年度にコンピュータ・システムを更新
平成29年度から貸出冊数が10冊から15冊に変更

幼稚園（公立のみ）

令和2年度こども家庭課

	児童書数（冊）	幼稚園数（園）	園児数（人）	一園当たりの平均蔵書数（冊）	園児一人当たりの平均冊数（冊）
公立	6,463	3	128	2,154.3	50.5

認定こども園

令和2年度こども家庭課

	児童書数（冊）	認定こども園数（園）	園児数（人）	一園当たりの平均蔵書数（冊）	園児一人当たりの平均冊数（冊）
私立	14,996	10	1,091	1,499.6	13.7

保育園

令和2年度こども家庭課

	児童書数（冊）	保育園数（園）	園児数（人）	一園当たりの平均蔵書数（冊）	園児一人当たりの平均冊数（冊）
公立	25,781	22	1,879	1,171.8	13.7
私立	20,036	32	2,875	626.1	6.9
地域型保育事業所					

児童館

令和2年度こども家庭課

	児童書数（冊）	幼稚園数（園）	園児数（人）	一園当たりの平均蔵書数（冊）	園児一人当たりの平均冊数（冊）
児童館	13,208	12	849	1,100.6	15.5

（参考）令和2年現在、児童館は全館一般社団法人ともにへの指定管理事業となっている。

学校図書館における児童・生徒一人当たり平均冊数

令和2年度鳥取市教育要覧

	調査年月	図書総数	学校数	児童・生徒数	平均蔵書数	一人当たりの平均冊数
小学校	平成27年5月	304,521	44	10,196	6920.9	29.5
	令和2年5月	286,023	39	9,073	7333.9	31.9
中学校	平成27年5月	157,545	17	4,979	9267.4	31.1
	令和2年5月	132,709	13	4,413	10208.4	30.3
義務教育学校	令和2年5月	62,494	4	801	15623.5	76.6

小・中・義務教育学校における読み聞かせ等、ボランティア導入校

令和2年度調べ

	小学校	中学校	義務教育学校
平成26年度	43校（44校中）	4校（17校中）	
令和2年度	38校（39校中）	3校（13校中）	4校（4校中）

6. 鳥取市立〇〇〇 中学校区 図書館利用教育体系表

※特に強調したい部分を色で示し、テーマを掲げた。

	情報収集	情報処理・分析・活用	情報発信	
小1	<p>自分の知りたい情報を見つける</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いろいろな本があることを知る。 ○探したい本を見つける ○本の置き場所がわかる。 ○図鑑について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○調べたいページへたどりつく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○読んでわかったことを絵や文で表すことができる。 	
小2	<ul style="list-style-type: none"> ○調べた本の名前をメモする ○本が仲間分けされていることを知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○調べる本には目次があることを知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○いくつかの本にあたって情報を集める ○調べてわかったことを発表する 	
小3	<ul style="list-style-type: none"> ○本の分類を知る ○国語辞典について知る。 ○百科事典について知る 	<p>目的や意図にあった情報を見つける</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目次や索引の使い方を調べる。 ○分類を意識して本を探す。 ○国語辞典の使い方がわかる。 ○百科事典の使い方がわかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本に書いてあることの中から ○自分が知りたい情報を見つける 	<ul style="list-style-type: none"> ○調べたことをまとめて発表する。
小4	<ul style="list-style-type: none"> ○情報源を明らかにする ○参考図書について知る。 ○漢字事典について知る。 ○パンフレット・雑誌・新聞の特徴を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○参考図書の使い方がわかる。 ○漢字事典の使い方がわかる。 ○パンフレット・雑誌・新聞から必要な情報を読み取る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○調べたことから疑問が生まれ、さらに調べる。 ○自分の考えを持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○調べたことをまとめて自分の考えを発表する。
小5	<ul style="list-style-type: none"> ○調べる方法を選択する。 ・インタビュー ・インターネット ・図書資料・新聞 ・パンフレット など 	<ul style="list-style-type: none"> ○インタビュー名人になる。 ・電話のかけ方。 ・手紙の書き方。 	<p>情報の読み手から書き手へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インタビューができる ○グラフや図表をよむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○相手にわかりやすく発表する。
小6	<ul style="list-style-type: none"> ○どのように調べたら知りたいことがわかるか予測し、調べ方の選択をする ○年鑑について知る。 ○著作権について学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年鑑の使い方がわかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○調べたことから色々な推測をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○調べたことを発信する。 ○調べたことを活かす。
中1	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な情報源やその特性を知り、集めたい情報に応じて選ぶ。 ○著作権などの情報モラルについて知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○統計資料の読み取りに慣れ、活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報を比較したり、組み合わせたりして自分なりの新たな情報を創り出す 	<ul style="list-style-type: none"> ○内容や相手に応じた効果的な表現伝達方法を工夫する。 ○著作権などの情報モラルに配慮して情報発信する。 ○電話のかけかた。
中2		<ul style="list-style-type: none"> ○様々な情報源から自分が必要とする情報を選び出す。 ○情報収集のマナーを知る。 ・礼状の書き方。 ・メモの取り方。(5W1H) 	<ul style="list-style-type: none"> ○問題意識をもつ 	<p>義務教育の9年間での目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分で調べそれを相手に伝えるため、表現したレポートの作成ができる。
中3		<ul style="list-style-type: none"> ○目的に応じて、様々な情報源から適切な情報・資料を選び出し、活用する。 		

7. 子どもと読書に関する受賞一覧（鳥取市内のもの）

表彰年度	区 分	被表彰団体	賞の名称	主宰者
12	小 学 校	気高町立浜村小学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	文部科学省
13	小 学 校	鳥取市立岩倉小学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
14	団 体	鳥取家庭文庫連絡会	子どもの読書活動優秀実践団体 文部科学大臣表彰	〃
14	高等学校	鳥取県立鳥取西高等学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
16	団 体	児童書を楽しむ会 「つくしんぼ」	子どもの読書活動優秀実践団体 文部科学大臣表彰	〃
16	小 学 校	鳥取市立鹿野小学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
17	中 学 校	鳥取市立用瀬中学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
18	図 書 館	鳥取市立気高図書館	子どもの読書活動優秀実践図書館 文部科学大臣表彰	〃
19	高等学校	鳥取県立鳥取工業高等高校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
20	高等学校	鳥取県立鳥取湖陵高等学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
21	小 学 校	鳥取市立醇風小学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
21	高等学校	鳥取敬愛高等学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
21	図 書 館	鳥取市立中央図書館	子どもの読書活動優秀実践図書館 文部科学大臣表彰	〃
22	中 学 校	鳥取市立気高中学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
22	団 体	ねえよんでの会	子どもの読書活動優秀実践団体 文部科学大臣表彰	〃
23	特別支援 学 校	鳥取県立鳥取聾学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
25	団 体	絵本グループ「あじさい」	子どもの読書活動優秀実践団体 文部科学大臣表彰	〃
27	中 学 校	鳥取市立桜ヶ丘中学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
28	小 学 校	鳥取市立神戸小学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
28	団 体	絵本の読み聞かせ 「ぞうさんの会」	子どもの読書活動優秀団体 文部科学大臣表彰	〃
29	高等学校	鳥取県立鳥取西高等学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃

表彰年度	区 分	被表彰団体	賞の名称	主宰者
30	特別支援 学 校	鳥取大学附属特別支援学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	文部科学省
31 (R1)	中 学 校	鳥取市立東中学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
2	小 学 校	鳥取市立浜村小学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
2	中 学 校	鳥取市立河原中学校	子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰	〃
2	個 人	山田 節子	子どもの読書活動優秀団体 (個人) 文部科学大臣表彰	〃

※ 子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）文部科学大臣表彰

平成13年12月に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に伴い設けられた表彰制度で、平成14年度から実施している。子どもの読書を推進する活動が顕著であり優秀と認められる団体（者）の活動実践をたたえて文部科学大臣が、4月23日（子ども読書の日）に表彰する。

8. 子育て状況・絵本を取り巻く状況について

(乳幼児健診 問診票の結果から)

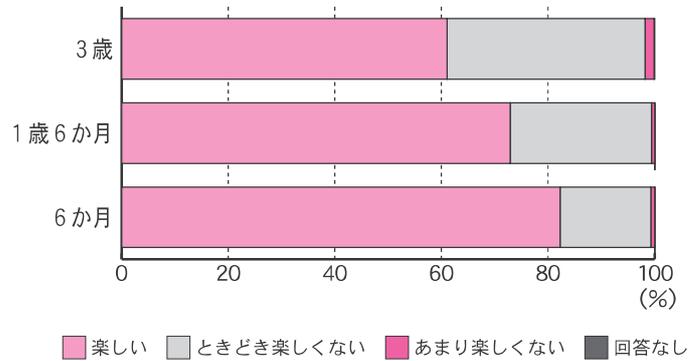
実施主体：保健所 健康・子育て推進課

① 「育児を楽しんでいますか？」

(%)

	6か月	1歳6か月	3歳
楽しい	82.3	72.9	61.1
ときどき楽しくない	17.0	26.5	37.1
あまり楽しくない	0.7	0.6	1.7
回答なし	0.0	0.0	0.1
計	100	100	100

※平成31年度 各乳幼児健診受診票より抜粋



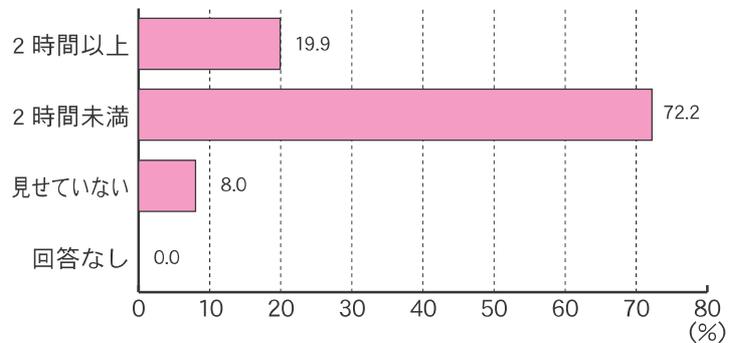
* 子どもが成長するにつれて、育児が『楽しい』と感じる保護者の割合が減る傾向にある。育児への不安がある保護者へは、乳幼児健診の場等で声をかけるなどの支援を行っている。

② 「テレビ・ビデオはどのくらいみていますか？」

(%)

	割合 (%)
2時間以上	19.9
2時間未満	72.2
見せていない	8.0
回答なし	0.0
計	100

※平成31年度 1歳6か月児健診受診票より抜粋



* 『2時間以上』の回答は変化が少なく横ばい状態で、『見せていない』の回答が減少傾向にある。テレビ・スマートフォン等のメディアとの付き合い方については、乳幼児健診等で啓発しており、引き続き行っていく。

参考資料

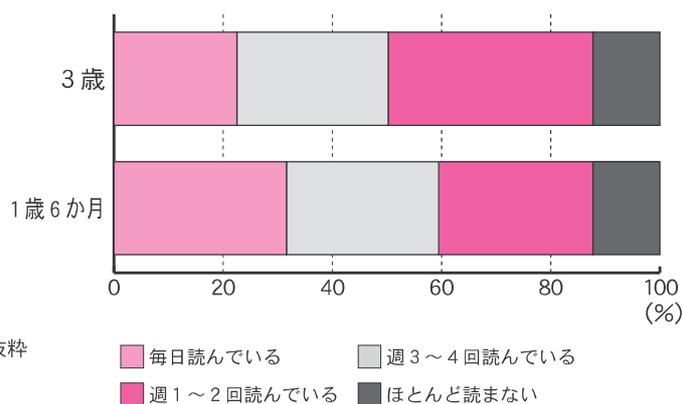
(%)

	H29	H30	H31
2時間以上	18.8	20.6	19.9
2時間未満	70.4	70.7	72.2
見せていない	10.8	8.8	8.0
計	100	100	100

※平成29、30、31年度 1歳6か月児健診受診票より抜粋

③「お子さんに絵本を読んであげていますか？」

	割合 (%)	
	1歳6か月健診	3歳児健診
毎日読んでいる	31.6	22.5
週3～4回読んでいる	27.9	27.7
週1～2回読んでいる	28.2	37.5
ほとんど読まない	12.3	12.3
計	100	100



※平成26年度 1歳6か月児健診、3歳児健診受診票より抜粋

* 「ほとんど読まない」回答が増加傾向にある。1歳6ヶ月と3歳を比較すると3歳で「ほとんど読まない」という割合が高い。就園率も高くなっており、日中に保護者と児が過ごす時間の減少等が関連していることも考えられる。

参考資料

(%)

	1歳6か月児健診			3歳児健診		
	H29	H30	H31	H29	H30	H31
毎日読んでいる	35.8	34.8	32	23.6	23.5	24.7
週3～4回読んでいる	28	28.5	30.4	25.8	27.6	26
週1～2回読んでいる	27.4	27.8	28.1	37.3	37	37.3
ほとんど読まない	8.8	8.8	9.5	13.2	11.8	12
計	100	99.9	100	99.9	99.9	100

※平成29、30、31年度 1歳6か月健診、3歳児健診受診票抜粋

9. 言葉に親しむ環境づくりについて

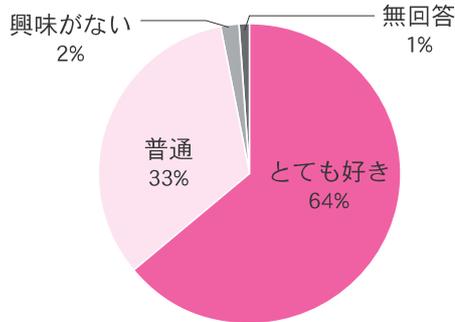
(令和元年度 アンケート結果から)

調査時期：令和2年1月

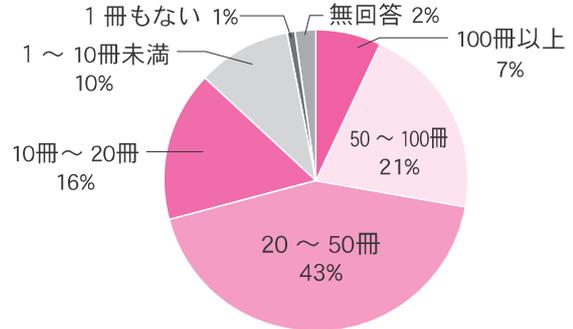
実施主体：鳥取市こども発達支援センター

●参加保育所・園：58校 ●参加児童数：1593名 ●回答数：1308 ●回収率：82.1%

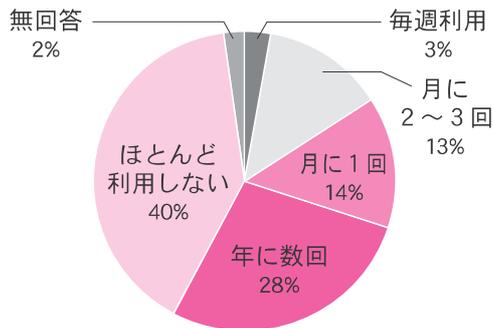
1 本を読んだり読み聞かせが好き



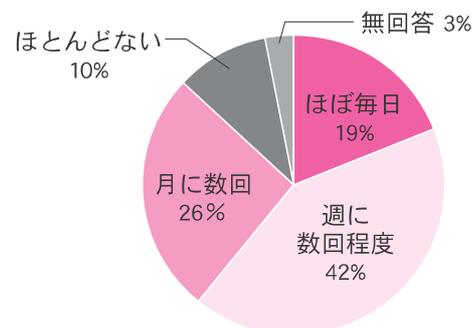
2 絵本の冊数



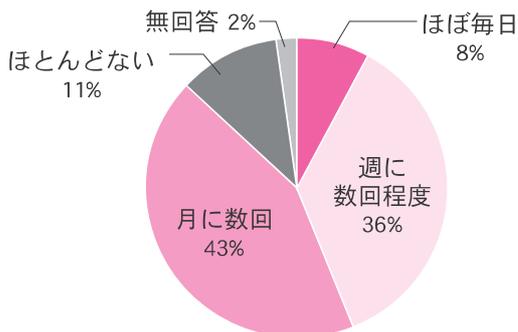
3 図書館・図書室の利用



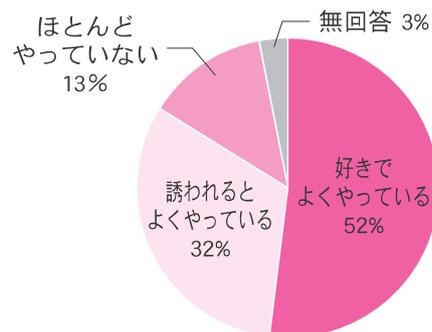
4 読み聞かせの頻度



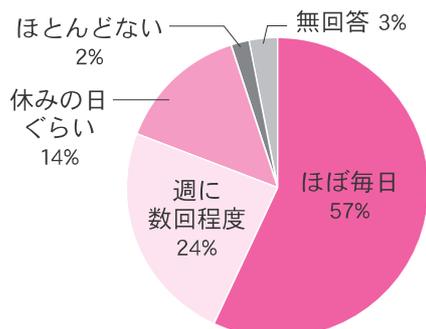
5 ことば遊びの頻度



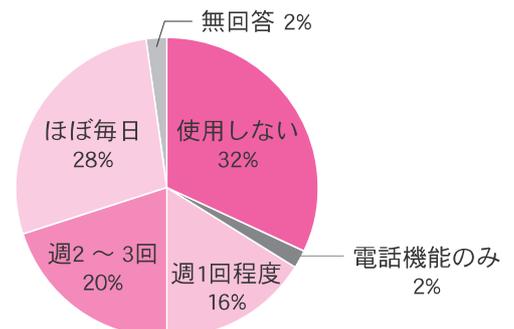
6 手紙やカードを使っの遊び



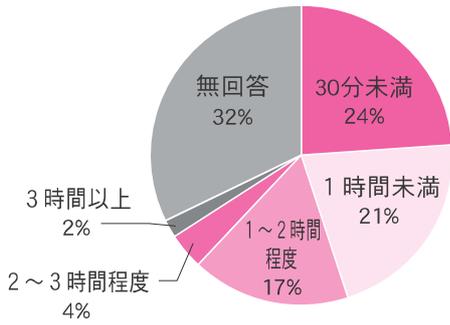
7 お子様と一緒に遊ぶ頻度



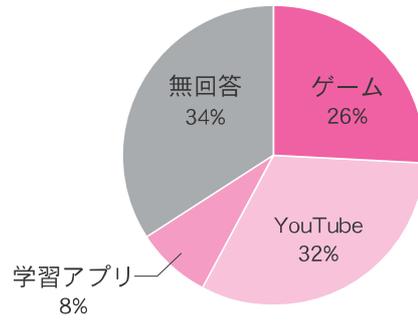
8 お子様スマホ・タブレットを使う頻度



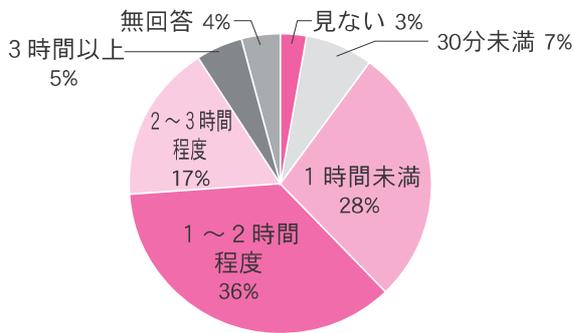
9 スマホ・タブレットを使っている時間



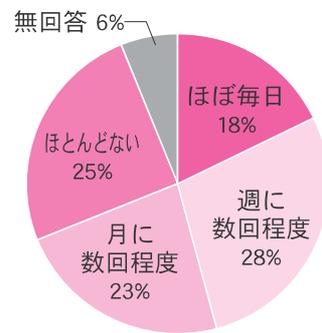
10 タブレットの使用



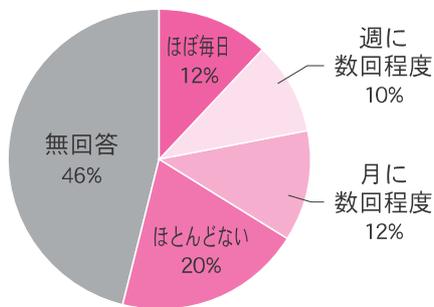
11 テレビの視聴時間



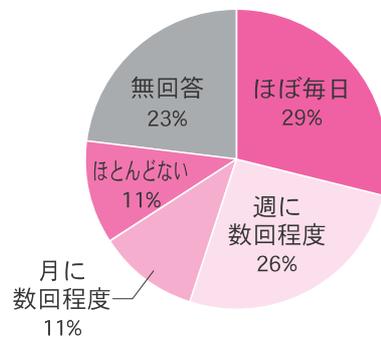
12 読書状況（父母）



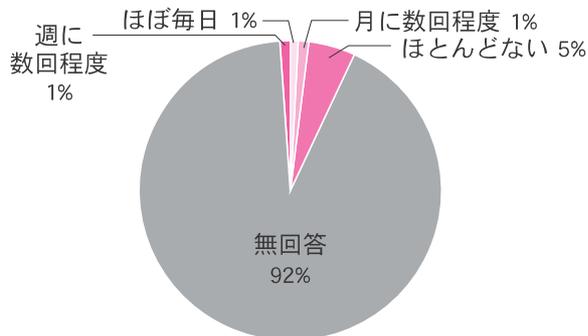
12 読書状況（祖父母）



12 読書状況（兄弟）



12 読書状況（その他）



10. 鳥取市子どもの読書活動推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市のすべての子どもたちが家庭・地域・学校等で読書に親しむことができるよう総合的・計画的な施策の推進を図ることを目的として、鳥取市子どもの読書活動推進計画を策定し、計画の進捗管理を行うために、鳥取市子どもの読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 鳥取市における子どもの読書活動推進に係る施策に関すること。
- (2) 鳥取市子どもの読書活動推進計画（子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に定める子どもの読書活動の推進に係る施策についての計画）の策定に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、読書活動等実践者及び行政関係機関の職員のうちから、教育長が委嘱する。
- 3 委員は、再任されることができる。

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 委員に特別の事情がある場合には、代理者が出席することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

11. 鳥取市子どもの読書活動推進委員会委員名簿

令和2年7月現在

	氏名	団体・所属所名	職名等	選出団体・所属所名
委員長	山田 節子	児童書を楽しむ会 つくしんぼ	代表	市民読書グループ
副委員長	山田 由理子	鳥取家庭文庫連絡会	副代表	家庭文庫連絡会
委員	中西 広隆	青谷小学校PTA	会長	鳥取市小学校PTA連合会
	村上 美奈子	小さき花園幼稚園	園長	鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会
	平家 裕一	湖山西地区公民館	館長	鳥取市公民館連合会
	石井 宏	鳥取緑風高等学校	司書	鳥取県高等学校図書館教育研究会東部支部
	村上 浩美	湖山小学校	司書教諭	鳥取市小学校教育研究会図書館教育部会
	小林 桂子	桜ヶ丘中学校	司書教諭	鳥取市中学校教育振興会図書館教育部会
	山榊 加於理	健康・子育て推進課 子育て支援係	保健師	
	山本 佳恵	こども家庭課指導係	主任	
	中村 晶代	倉田保育園	園長	鳥取市保育園会
	福田 美奈	学校教育課	主幹兼 指導主事	
	湯谷 みゆき	中央図書館	主任	鳥取市立図書館
東田 重高	教育センター	所長		

〔順不同・敬称略〕

12. 絵本リスト作成部会委員名簿

令和2年7月現在

	氏名	団体・所属所名	選出団体・所属所名（役職名）	部会委員期間
委員	山田 節子	児童書を楽しむ会 つくしんぼ	市民読書グループ	平成31年1月～
	山田 由理子	鳥取家庭文庫連絡会	家庭文庫連絡会	平成31年1月～
	村上 美奈子	小さき花園幼稚園	鳥取市私立幼稚園・ 認定こども園協会	平成31年1月～
	村上 浩美	湖山小学校	鳥取市小学校教育研究会 図書館教育部会	令和元年7月～
	山本 佳恵	こども家庭課指導係		令和元年7月～
	中村 晶代	倉田保育園	鳥取市保育園会	令和元年7月～
	湯谷 みゆき	中央図書館	鳥取市立図書館	令和元年7月～

[順不同・敬称略]

平成31年1月現在

	氏名	団体・所属所名	選出団体・所属所名（役職名）	部会委員期間
委員	名原 博子	浜村小学校	鳥取市小学校教育研究会 図書館教育部会	平成31年 1月～6月
	河本 淳子	ひかり保育園	鳥取市保育園会	平成31年 1月～6月
	石井 恵子	中央図書館	鳥取市立図書館	平成31年 1月～6月

[順不同・敬称略]

13. 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本

計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



第4次鳥取市子どもの読書活動推進計画

～広げよう、本から広がる世界・夢～

令和3年3月発行

監修 鳥取市子どもの読書活動推進委員会

編集発行 鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課

〒680-8571

鳥取市幸町71番地

電話 0857-30-8426

ファクシミリ 0857-20-3954